

医療被ばく低減施設認定について

竹田総合病院 放射線科 鈴木 雅博

【はじめに】

当院は福島県会津若松市にある837床の基幹病院で、急性期医療・亜急性期医療・専門医療を提供している地域密着型総合病院である。

また、福島第一原子力発電所からは直線で西に98Km離れたところに位置し、会津若松市には今でも多くの方が避難し生活をしている(Fig.1)。

2011年の福島第一原子力発電所事故の影響を受け、「放射線」への関心は高まっており「被ばく」に対する不安や恐怖を感じながら生活している人々はまだまだ多くいる。そんな中、この地域の皆様に安心して放射線診療を受けて頂き、良質な医療を提供するために「医療被ばく低減施設」の認定を取得する意義は大きい考え、病院として認定取得に向けて取り組み、平成27年11月1日付けで福島県では初となる「医療被ばく低減施設(第53号認定)」に認定された。

【費用について】

- ・書面審査料: 無料
- ・訪問審査料: 3万円(審査項目に核医学を含まない施設)
: 8万円((審査項目に核医学を含む施設))
- ・認定登録料: 2万円
- ・更新料 : 2万円
(平成23年4月1日からの審査料)

【当院における経緯】(Table 1)

- ・平成26年度の事業計画として施設認定を計画目標とする
- ・平成26年7月3日に第1回のワーキンググループ会議を開催
- ・平成26年11月12日に書面審査申し込み
- ・平成27年1月16日に書面審査合格
- ・平成27年4月27日に訪問審査受審
- ・平成27年11月1日に「医療被ばく低減施設」認定

【取り組み】(Table 2)

まずは、「医療被ばく低減施設認定のためのワーキンググループ」を放射線科が中心になって院内に発足し、グループリーダーを中心に各部門の担当責任者を決め、情報収集・施設内検証・申請準備・書面審査・訪問審査受入の対応を行った。

それぞれの部署では、各線量や被ばくを装置毎や部位ごとに比較検討・小児条件の検討評価ならびに撮影条件やプロトコルの見直し作成・各撮影検査に関連するガイドラインやマニュアルの確認作成を行った。

また、今まで放射線管理士・放射線機器管理士は1名だったが、申請までの間に新たに2名が資格取得し、3人体制となった。



Fig.1 当院と福島第一原子力発電所との位置関係

Table 1 認定に至るまでの経緯

- ① 施設内で審査申し込みを決定
- ② 病院管理者が押印した上で、日本診療放射線技師会事務所へ郵送
- ③ 日本診療放射線技師会から施設詳細記入用紙と自己評価調査表を送付
- ④ 調査表に結果を記載し、返送(書面審査)
- ⑤ 日本診療放射線技師会より書面審査結果を通知
※要改善の場合は指摘事項を改善し、再度自己評価調査表を提出
- ⑥ 書面審査合格後に協議の上、訪問審査日時を決定
- ⑦ 訪問審査実施
- ⑧ 郵送にて審査結果を通知

Table 2 当院で行った取り組み

4. 当院で行った取り組み	4. 当院で行った取り組み
<p>書面審査対応</p>	<p>訪問審査対応</p> <p>5名のサーベイヤーが訪問して審査</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 照射録または放射線依頼伝票 2. 病院職員、地域住民に関する講習会、回報、資料 3. 被ばく線量一覧 4. 被ばくの説明マニュアル、回答手順マニュアル 5. 検査手順マニュアル 6. 管理士・機器管理士の認定書 7. 放射線安全対策委員会運営記録および議事録 8. 医療安全マニュアル 9. 小児・乳幼児の撮影条件決定方法 10. 保守管理台帳、定期点検結果表 11. 修理報告書 12. 学会報告、抄録 13. 漏洩線量の測定記録(紙資料) 14. 医療監視の結果



Fig.2 医療被ばく低減施設認定証

【評価】

当院は、「行為の正当化」と「放射線防護の最適化」をはじめ、医療被ばく低減のための体制が整備され、かつ運用が能動的に行われていると放射線診療に対する取り組みが高く評価された。

【最後に】

医療被ばく低減施設認定は、普段我々が行っている事をきちんと記録として残していれば、大変かもしれませんが、決して無理ではないと思われるので、東北地区からもっと多くの施設が取り組んで頂ければと思います。